

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 7 条の規定に準じて、（仮称）松戸市リサイクルプラザ整備事業を特定事業として選定したので、同法第 11 条第 1 項の規定により、特定事業の選定に当たっての客観的評価の結果を公表します。

平成 30 年 7 月 13 日

松戸市

松戸市長 本郷谷 健次

（仮称）松戸市リサイクルプラザ整備事業

特 定 事 業 の 選 定

平成 30 年 7 月 13 日

松 戸 市

< 目 次 >

1. 事業内容に関する事項	1
(1) 事業名称	1
(2) 対象となる公共施設等の種類	1
(3) 対象となる公共施設等の管理者	1
(4) 事業の目的	1
(5) 本施設の概要	1
(6) 事業内容	2
2. 特定事業の選定及び公表に関する事項	2
(1) 特定事業選定の基本的な考え方	2
(2) 市の財政負担見込額による定量的評価	3
(3) DBM方式で実施することの定性的評価	4
(4) 総合評価	5

1. 事業内容に関する事項

(1) 事業名称

(仮称) 松戸市リサイクルプラザ整備事業

(2) 対象となる公共施設等の種類

一般廃棄物処理施設

(3) 対象となる公共施設等の管理者

松戸市長 本郷谷 健次

(4) 事業の目的

市では、市内で発生する粗大ごみ及び資源ごみ等について、資源リサイクルセンター（昭和56年3月竣工）、日暮クリーンセンター（昭和63年3月竣工）及び和名ヶ谷クリーンセンター（平成7年9月竣工）の3施設で処理している。現施設の設備は、老朽化が進み、更新時期を迎えているほか、中間処理後の残さ物を施設間移動する必要があるなど、非効率となっている。

このことから、市では、粗大ごみの効率的な処理を目指して1施設に集約し、施設を更新することとした。なお、施設整備に当たっては、技術開発動向を踏まえた省電力機器などの最新処理技術の導入及び維持管理費用の削減等を目指すものとする。

(5) 本施設の概要

本施設の概要を次に示す。

項目	概要
施設の種類	マテリアルリサイクル推進施設（管理棟、計量棟含む）
敷地面積	約 1.5ha
施設規模	39t/5h (内訳) 不燃系処理ライン 25.9t/5h 可燃系処理ライン 12.4t/5h 有害物処理ライン 0.7t/5h
処理方式	破碎+機械選別方式
処理対象物	【不燃系処理ライン】 ・粗大ごみ（不燃性） ・資源ごみ（びん・缶・紙布除く） ・陶磁器・ガラスなどのごみ 【可燃系処理ライン】 ・粗大ごみ（可燃性、プラ粗大） 【有害物処理ライン】 ・有害などのごみ

(6) 事業内容

① 事業方式

本事業は、DBM方式（Design：設計、Build：建設、Maintenance：維持管理）により実施する。事業者は、本施設の設計・建設業務及び20年間の維持管理業務を行うものとする。

② 事業期間

事業期間は、次のとおりとする。

- ・設計・建設期間：事業契約締結日から平成33年(2021年)3月までの約2年間
- ・維持管理期間：平成33年(2021年)4月から平成53年(2041年)3月までの20年間

③ 対象となる業務範囲

本事業における事業者の業務範囲は、次のとおりとする。

1) 本施設の設計・建設に関する業務

- ・プラント設備設計・工事
- ・建築工事設計・工事（造成設計・工事含む）
- ・その他本事業に伴う設計及び工事
- ・市が提示する調査結果以外の必要な事前調査
- ・市が行う循環型社会形成推進交付金（以下「交付金」という）の申請に係る支援
- ・設計及び工事に係る許認可申請、及び市が行う申請に係る支援
- ・市が行う住民対応に係る支援
- ・その他これらを実施する上で必要な業務（試運転・運転指導含む）

2) 本施設の維持管理に関する業務

- ・維持管理業務
- ・情報管理業務（記録・報告・情報発信等）
- ・環境管理業務
- ・関連業務（施設警備、清掃・植栽管理等）
- ・その他これらを実施する上で必要な業務

2. 特定事業の選定及び公表に関する事項

(1) 特定事業選定の基本的な考え方

本事業をDBM方式で実施することにより、事業期間を通じた市の財政負担の縮減を期待できる場合、又は市の財政負担が同一の水準にある場合において公共サービスに対する水準の向上を期待できる場合、本事業を特定事業として選定する。

具体的には次の評価を行う。

- ① 市の財政負担見込額による定量的評価
- ② DBM方式で実施することの定性的評価
- ③ 事業者に移転するリスクの評価
- ④ ①から③による総合的評価

(2) 市の財政負担見込額による定量的評価

① 財政負担見込額算定の前提条件

市が本事業を自ら実施する場合及びDBM方式により実施する場合における財政負担見込額の算定に当たり、設定した主な前提条件は、次のとおりである。なお、これらの前提条件は、市が独自に設定したものであり、実際の民間事業者の提案内容を制約するものではない。

表1 事業費の算定条件

項目	市が直接実施する場合	DBM方式により実施する場合	算出根拠
① 利用者収入などの算出方法	利用者収入（ごみ手数料等）は事業収入外とし算定の範囲に含めない。（市の手数料収入）		
② 設計・建設業務に係る費用の算出方法	設計費 建設工事費	同左	・意向調査による見積等をもとに設定 ・民間事業者の技術力や創意工夫により得られると想定される減額を考慮して算出
③ 維持管理業務に係る費用の算出方法	維持管理費 情報管理業務費 関連業務（清掃、施設警備費等）	同左	
④ 運転管理業務に係る費用の算出方法	搬入管理業務 運転管理業務 環境管理業務	長期包括業務委託	・市が直接実施する場合の事業費は意向調査による見積により設定 ・DBM方式の事業費は市の委託実績により設定
⑤ 資金調達にかかる費用の算出方法	交付金 一般財源 起債	同左	・交付率及び起債条件は、金利負担を考慮せず、交付金額を控除しない
⑥ その他の費用	工事監理費	アドバイザー費 モニタリング費	・工事監理費、アドバイザー費及びモニタリング費は同程度の費用で相殺するものとして計上しない

表2 VFM検討の前提条件

項目	値	算出根拠
①割引率	4.0%	費用便益分析マニュアル（平成20年11月国土交通省道路局都市・地域整備局）を踏まえて設定
②物価上昇率	0%	物価上昇を考慮しない
③リスク調整値	—	公表に際しての十分なデータが収集できないことから、リスク移転については定性的効果として認識

② 財政負担見込額の比較

前項の前提条件に基づき、市が本事業を直接実施する場合及びDBM方式により実施する場合の財政負担見込額を現在価値換算の上、比較した結果、市の財政負担軽減は、約4.1%軽減が見込まれる結果となった。

表3 定量的評価結果

項目	値	備考
①市が直接実施する場合	6,065,172千円	現在価値換算
②DBM方式により実施する場合	5,817,219千円	現在価値換算
③VFM（金額）	247,953千円	①－②
④VFM（割合）	約4.1%	③÷①

(3) DBM方式で実施することの定性的評価

本事業をDBM方式により実施する場合、市の財政負担額削減の可能性が期待できる定量的な効果に加え、次の定性的な効果が期待できる。

① 事業者に移転するリスクの評価

事業者が負担するリスクは、市が負担する場合に比べ、効果的かつ効率的に管理可能であるものを対象としている。そのため、事業者が有するリスクコントロールのノウハウを活かすことで、顕在化の抑制及び顕在時における被害額の抑制が期待できる。

② 公共サービス等の水準の評価

1) 設計・建設及び運営管理の効率化

事業者が本施設の設計・建設及び維持管理業務を一貫して実施することにより、事業者独自による施設の点検及び整備に関する専門的な知識及びノウハウが十分に発揮され、より効率的かつ機能的な設計・建設及び維持管理が実施されると期待できる。

2) リスク分担の明確化による安定した事業運営

本事業に伴うリスクのうち、設計・施工段階での変更リスク及び運営段階での設備老朽化リスクなど、事業者が担う方がよりよく管理できるリスクが存在する。一方で、用地に関するリスクなど、市側で担うべきリスクもある。こうしたリスクについては、計画段階であらかじめ分担を明確にすることにより、問題発生時における適切かつ迅速な対応が可能となり、業務目的の円滑な遂行及び安定した事業運営の確保が期待できるとともに、適正なリスク管理により、過度な費用負担を抑制することが可能となる。

(4) 総合評価

本事業は、DBM方式で実施することにより、市自ら直接実施する場合に比べ、事業期間全体を通じた市の財政負担額について、約4.1%の縮減を期待することができるとともに、効果的かつ効率的なリスク負担並びに公共サービス等の水準の向上も期待することができる。

したがって、本事業をDBM方式で実施することが適当であると認められるため、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成11年法律第117号)第7条に基づく特定事業として選定する。